

# だまされんぞ！ 消費者は！

## 〈事例〉

サンングラスを買うために眼鏡店に出向いた際、店員に「左耳が突発性難聴のために耳鳴りがする」という話をした。試しにその店で扱っている補聴器を着けてみると耳鳴りが止まったような気がした。店員から勧められ右の耳にも着けたところ、よく聞こえるようになったと感じた。そのまま売り場で、どの補聴器が良いか等と聞かれ、いつの間にか両耳で約50万円の補聴器を買うことになってしまった。後日、やはり高額だと思いきやキャンセルしたいと伝えたが拒否された。その後病院で診察を受け「補聴器はしない方が良い」と診断が出た。解約できるか。



## 補聴器選びは慎重に！

### 〈アドバイス〉

- ・補聴器にはいろいろな種類があり、価格や性能は様々です。購入の際には事前に耳鼻咽喉科を受診し、自分の「聞こえ」の状態などについて相談したり、商品の情報収集をしたりすることが大切です。
- ・補聴器では使用する人の「聞こえ」に合わせるフィッティングとよばれる調整作業が重要になります。購入後にも再調整などの必要があるため、専門知識・技術を有する販売員がいる店で購入すると良いでしょう。
- ・「聞こえ」が十分ではない高齢者が、販売員の説明をよく理解しないまま契約してトラブルになることがあります。購入の際には家族等周囲の人がサポートするようにしてください。

## 東広島市消費生活センター

東広島市役所 2階 17 番窓口

電話 082-421-7189

(月～金(祝日・年末年始の市の休日を除く。)) 9～12 時 13～17 時

# 悪質商法お断りシール を作成しました

玄関用



東広島市消費者生活センター 082-421-7189

電話機周辺用



この度、東広島市では消費者トラブルの未然防止と消費生活相談の専門窓口である消費生活センターを市民の方に知っていただくため「悪質商法お断りシール」を作成しました。このシールは3月の広報紙と一緒に市内全戸へ配布いたしましたので、是非とも、ご活用ください。